

役員報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人神山学園(以下「本法人」という。)の寄付行為第37条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、法人において勤務することが常態である者をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、本法人の職員(校長含む)として給与を支給している者をいう。職員が役員となったときは、職員としての身分は継続し、役員在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の者をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬のみとし、賞与及び退職金は支給しない。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、無報酬とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤および理事長が指名する役員に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

2 非常勤役員に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、毎月20日とする。ただし、支給日が休日に当たった場合はその翌日に支給、土曜日(金融機関休業日)の場合はその前日に支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日、国民の祝日及び法令による休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じるときは、これを1円に切り上げるものと

する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1. この学則は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

役員の種類	報酬の額
常勤理事	月額 300,000円
職員理事	無報酬
理事長指名理事	月額 300,000円